平成２７年（フ）第２７号
宮崎市鶴島３丁目110番地
債務者　岩切　直臣
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
宮崎市大塚町馬場崎3555番地　第１高橋マンション406号
債務者　福本　優子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目38番６号
債務者　林田　民子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市平之町16番11号　ロイヤルコート平之602号
債務者　樗木　一郎
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目17番５号
債務者　竹之内和恵
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2727番地１
コーポラス下中原２棟101号
債務者　郡山　慎也
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目25番９号
コーポ谷口２棟103
債務者　深田　真紀（旧姓柴田・柴立）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県伊佐市大口下殿41番地
債務者　松山英里佳
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
福島県郡山市田村町守山字小性町153番地
ホーリーホック101号
債務者　宗像　秀吉
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－16－21
債務者　上野　利和
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町原753番地２
債務者　藤本　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第４号
宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西10番地10
債務者　松崎宗太郎
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第６２号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番11－1101号
債務者　平倉　数弘
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６号
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡114、住民票上の住所青森県平川市碇ヶ関鯨森35番地７
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１５号
青森県平川市猿賀石林45番地20
債務者　工藤アツ子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１９号
青森県弘前市大字和田町３番地５
債務者　高森フヂヱ
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３号
青森県八戸市南白山台１丁目６番25号
債務者　鈴木美保子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目１番５－522号
債務者　松岡　唯之
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部